

令和4年度 第4回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月4日(月) 16時30分から17時10分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (10件)

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (18件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第4回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、3番委員、4番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局係長を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 つづきまして、日程第3、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
- それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。

転用目的は一般住宅の建設、地目は田、第1種農地、使用貸借で転用面積は、600平方メートルです。

当該農地の南側一帯は、10ヘクタール以上の農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断できます。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案1号を、副会長に説明をお願いいたします

副会長

現地確認を行った結果、適切に管理されており、生産組合、水利等についても協議済であり、転用による地域農業への影響は無いと思われま

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議長

つづきまして、日程第4、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第2号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年7月4日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第2号議案、受付は18件でございます。公社利用で新規の賃貸借が7件、再設定が7件、新規の賃貸借が1件、再設定3件となっております。面積は、94,198平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、1番委員に、
受付番号2番を、副会長と8番委員に、
受付番号3番を、3番委員に、
受付番号4番を、副会長に、
受付番号5番と6番を、6番委員に、
受付番号7番と8番を、9番委員に、
受付番号9番を、8番委員に、
受付番号10番を、9番委員に、
受付番号11番、12番と13番を、7番委員に、
受付番号14番と15番を、11番委員に、
受付番号16番を、8番委員に、
受付番号17番を、3番委員に、
受付番号18番を、4番委員に、それぞれお願いいたします。

1番委員

受付番号1番について、圃場も適切に管理されており問題ないと思われま

副会長

受付番号2番について、圃場管理も良くされており問題ありません。

8番委員

受付番号2番について、圃場も適切に管理されており問題ありません。

3番委員

受付番号3番について、管理も良くされており問題ありません。

副会長

受付番号4番について、圃場管理も良くされており問題ありません。

6番委員

受付番号5番と6番について、良く管理されており問題ありません。

9番委員

受付番号7番と8番について、圃場も良く管理されており問題ありません。

8番委員 受付番号9番について、圃場も適切に管理されており問題ありません。

9番委員 受付番号10番について、圃場も良く管理されており問題ありません。

7番委員 受付番号11番、12番と13番について、管理も良くされ特に問題ありません。

11番委員 受付番号14番と15番について、適切に圃場を管理されており問題ありません。

8番委員 受付番号16番について、圃場も適切に管理されており問題ありません。

3番委員 受付番号17番について、管理も良くされており問題ありません。

4番委員 受付番号18番について、圃場管理も適切にされており問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 採決の前に議案第2号につきましては、9番委員が関係人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。

9番委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(9番委員退席)

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(9番委員入室)

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

17:10閉会

以上のおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

3番委員

4番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
